

遠野市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験

合格支援事業実施要綱概要

1 概要

この要綱は、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、効果的にひとり親家庭の親の学び直しの支援又はひとり親家庭の児童について、良い条件で就職や転職につなげることを目的として給付金の支給を行う事業です。

2 対象となる人

- ◆児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準の人
- ◆過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けていない人
- ◆ひとり親家庭の児童で20歳未満の人

3 支給額

- ◆受講修了時給付金は、受講費用の20%を支給します。ただし、10万円を限度とします。
- ◆4,000円を超えない場合は支給しないものとします。
- ◆合格時給付金は、受講費用の40%を支給します。ただし、受講修了時給付金を含めて15万円を限度とします。

4 申請期間

受講修了時給付金…受講終了日から30日以内

合格時給付金…合格証書に記載されている日から40日以内

5 申請方法

受講開始日前にあらかじめ高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金受講対象講座指定申請書を提出し、対象講座の指定を受けなければならない。

6 申請に必要な書類

◆高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金受講対象講座指定申請書及び次に掲げるもの。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略できる。

- (1) 支給申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し（支給申請者が児童扶養手当を受給している場合に限る。）
又は支給申請者及び同一の世帯に属する者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得に関する証明書

問合せ先

遠野市子育て総合支援センター子育て総合支援課

☎ 0198-62-2111(代表)